

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

相模原市

2 構造改革特別区域の名称

さがみはら I T 人材育成特区

3 構造改革特別区域の範囲

相模原市の区域の一部（旧相模原市）

4 構造改革特別区域の特性

本市は、神奈川県北西部に位置し、都心から 30km ~ 60km 圏にある、横浜市、川崎市に次ぐ県内第 3 番目の中核都市である。

主要な道路については、首都圏の交通と物流等の基幹的な機能を担う国道 16 号（東京環状線）と神奈川県を南北に貫く国道 129 号が接続するとともに、中央自動車道及び国道 20 号が北西部を通り、今後、さがみ縦貫道路の開通に伴うインターチェンジの開設が予定されている。また、鉄道については、J R 横浜線・相模線・中央線、小田急線、京王線が通っており、本市域は県央地域における交通の要衝となっている。

昭和 30 年代から人口流入が著しく、東京都市圏のベッドタウンとして全国的にも稀にみる人口急増により、平成 17 年度末までに 62 万人の人口を抱え、J R 横浜線及び小田急線の駅を基点に中心市街地を形成してきた。

平成 18 年 3 月には津久井町及び相模湖町と市町村合併し、来る平成 19 年 3 月には城山町及び藤野町とも合併することとなり、水源地であり自然豊かな津久井郡 4 町との合併により、市域の約 6 割が森林を占め 5 つの湖を内包するなど、人口 70 万人有余の、市街地と水源地域の両面を持った新相模原市として新たなまちづくりを進めるところである。

また、産業面においては、本市は、昭和 30 年に「相模原市工場誘致の奨励措置に関する条例」を制定し、昭和 33 年には「首都圏整備法」の第 1 号の市街地開発区域として指定を受けた。これらを契機に企業が進出、集積し、国道等の交通インフラとあいまって全国でも有数の内陸工業都市として発展してきた。

特に、本市は、埼玉県西南部から神奈川県中央部にかかる首都圏南西部一帯における、最先端技術を駆使した産業の世界屈指の集積地である「T A M A 地域」の主要な一角をなし、技術水準の極めて高い中小企業が集積している。そのため、本市では、T A M A（首

都圏産業活性化協会)を始め、関係する商工会議所、(財)相模原市産業振興財団及びインキュベーションセンターである㈱さがみはら産業創造センターとの協力により、中小企業の活性化に取り組んでいるところである。

商業においては、多核型まちづくりをしてきており、市内に3つの中心市街地を形成しているが、商店街の中で一部事業主の高齢化等による後継者不足等により空き店舗が出てきており、再開発事業や後継者縁結び事業等をとおして活性化に取り組んでいる。

商店街においても、ITを活用した買い物客へのサービスの拡大等、地域づくりの一翼を担う地域に密着した活動が求められている。

一方、本市は、平成11年度に第5次首都圏整備計画で業務核都市に指定されており、IT関連企業を始め、業務系企業の一體的な業務集積核としての発展が期待されている。

また、本市は平均年齢が40.9歳とまだ若く、活力ある多くの市民が安心して働ける地域産業の振興とともに、高度情報化社会を支える地域のIT人材の育成が強く求められているところである。

以上のように、業務集積都市の位置付けとともに、産業界におけるITを活用した事業展開に積極的に取り組んでいる本市において、ITを利活用できる高度かつ専門的な能力を持った人材を育成することは、雇用の創出・拡大にも繋がり、地域産業の活性化と特色ある地域づくりが期待できるものである。

5 構造改革特別区域計画の意義

情報通信機器の機能向上や情報インフラの整備などともあいまって、家庭、学校、地域など市民生活の中でIT化は急速に進展しており、市民の暮らしと情報化社会との関わりはますます深まるものと思われる。

また、企業活動にあっては、市民生活以上にIT化の推進が重要性を増しており、IT産業のみならずあらゆる産業において、IT環境の高度化やそれに対応しうる人材の確保・育成が求められるところである。

しかしながら本市においては、交通アクセスの良さが災いし、情報技術に関する知識や技能の習得を目指す若手人材は、IT関連の企業や教育機関が集積する都心部へ流出しやすく、地域の中小企業は、IT化を推進するために必要な人材の確保が難しくなっている。

このような現状を打開するため、地域においてIT人材を輩出・育成できる仕組みづくりが必要になっており、その一助として、情報処理に関する基本的な国家試験である『初級システムアドミニストレータ試験』及び『基本情報技術者試験』に係る特例措置を講じ、資格取得を目指す学生や社会人などの誘引を図る。

これにより集まった人材がスキルアップし、市内企業とのマッチングが図られることにより、市内企業とりわけ人材確保に苦慮する中小企業のIT化促進に寄与するものと期待

される。

また、市内企業への就業者のIT資格取得の機会も拡大することとなり、企業内人材の更なる能力開発とともに、企業の経営力、競争力向上が図られる。

さらに、当該特例事業の活用により若年者のIT資格取得を促進することは、安定的な就労に繋がるものであり、特に、ニート・フリーター等の若年者の雇用状況の改善に寄与することが期待される。

6 構造改革特別区域計画の目標

(1) 市内企業のIT人材確保・育成支援

当該特定事業では、IT人材の育成・輩出を担う市内の教育機関と連携し、都心部への人材の流出を抑えるとともに市内への流入の拡大を目指す。

このため、IT資格の取得プロセスにおいて、インセンティブを設け、国家試験に有利な環境を整えることにより、市内はもとより市外からも本市に立地するIT系教育機関への人材の誘引を図る。

これにより、市内において多くのIT人材が輩出され、さらに、市内企業との積極的・効果的なマッチングなどの受け皿を整備することにより、中小企業がIT人材を確保できる環境を醸成し、各企業におけるIT化の取組を加速させる。

(2) 市内企業内人材の能力向上・企業経営の強化

現在就労している企業内人材の能力開発は経営の効率化・安定化や競争力強化に有効な手段である。

このため、当該特定事業を活用したIT資格取得に向けた環境を醸成することにより、企業内人材の能力向上や企業経営の強化を図り、市内中小企業のIT化の取組を加速させる。

(3) 資格取得を通じた若年者の就職支援

喫緊の課題である若年者のニート・フリーター対策の一つとして、就職に繋がる資格を取得することにより、若年者の就職力を高めることが有効である。

このため、当該特定事業を活用して若年者のIT資格の取得を促進することで、市内企業に求められる人材としての育成を図り、就職支援センターにおける無料職業紹介事業と連携した若年者の就職支援の拡充をする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 市内企業のIT化の促進

当該特定事業を契機に、市内の中小企業がIT人材を容易に確保できるようにするための新たな道筋が拓かれるとともに、特例措置の適用を受ける教育機関との連携により、夜間講座、講師派遣型講座及びe-ラーニングを開設することで、企業内におけるIT人材の育成も可能になる。

本市では、中小企業向けのIT巡回相談などを実施する産業情報センターを活用し、平成19年度から中小企業に対する社内IT人材の育成支援やIT専門家のアドバイザー派遣などを内容とした「中小企業IT化促進事業」を計画しており、当該特定事業と融合することで、更に効果を高めることが期待できる。

これにより、市内企業のIT化が促進され、業務の効率化や生産性の向上が図られる中で、企業の競争力が高められ、将来における更なる発展の一助になると考えられる。

(2) 企業の進出や創業の誘引

本市は全国でも有数の産業集積都市であり、平成17年10月に産業集積促進条例を制定してさらなる企業誘致を進めている。

また、ビジネスインキュベータの(株)さがみはら産業創造センターを設立して起業家の創出やベンチャー企業の支援を積極的に行っているが、同センターが支援している企業の中にはITベンチャー企業もあり、市内でこれらITベンチャー企業が協同組合を設立し、企業のIT化に向けた事業展開もしている。

これら施策とも相乗して、当該特定事業から多くのIT人材が市内に流入・集積し、企業の人材確保や生産管理などIT化に寄与することが、IT産業を含めた新たな企業の進出や創業に繋がるものと考えられる。

(3) 若年者の雇用状況の改善

我が国の景気の回復基調により、新規の学卒者については就職内定状況に改善が見られるが、卒業の時期が就職氷河期と言われた30歳前後の者については、いわゆるニート・フリーターと呼ばれる状況から脱出できない者が多数存在している。

このため、本市では、無料職業紹介事業を実施する就職支援センターの設置など、ニート・フリーター等の若年者の就職支援への取り組みを進めているところである。

さらに、当該特定事業を活用してIT資格の取得を促進することは、企業の進出や創業の誘引による雇用機会の拡大ともあいまって、ニート・フリーター等の若年者の雇用状況の改善に繋がるものと考えられる。

8 特定事業の名称

1131(1143、1145) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験

を免除する講座開設事業

1132 (1144、1146) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

本市では、「相模原市 21 世紀総合計画」や「さがみはら産業振興ビジョン」に基づき、地域経済の活性化を図るため、本市の立地特性を活かし、創業・新分野進出の促進など、時代を先取りした産業振興策を展開するとともに地域雇用の創出・拡大に取り組んでいる。

また、合併を踏まえた「新市まちづくり計画」では、「地域経済を支えるために生活・自然環境と調和し、地域特性を活かした産業創生をめざす」を基本目標に掲げており、新たな総合計画の策定や産業振興ビジョンのあり方の見直しなどをおして、新相模原市の活力ある産業の振興を目指していく。

こうした中で、企業の IT 化促進、産業情報センターの機能充実、産業人材の育成支援、就職支援の拡充、さらには、IT 関連企業を始めとする業務・サービス業系企業の誘致促進など新たな事業を展開する。

なお、「相模原市 21 世紀総合計画」を着実に推進するため 4 年ごとに策定する「実施計画」では、施策体系別の取組を掲げ、このうち、次の施策・事業が当該特定事業と関連する。

【施策：人材、技術など経営資源の強化支援】

中小企業 IT 化促進事業

社内 IT 人材を育成するためのセミナーの開催

地域で活動する IT 専門家のアドバイザー派遣

などにより、中小企業の IT 化に向けた取組を支援する。

【施策：雇用対策の推進】

就職支援センターによる無料職業紹介事業

若年者や女性等の就職困難者を対象とした就職支援の実施

ニート・フリーター就労支援事業

「若年者キャリア形成支援事業」の実施

などにより就職支援策の充実を図り、若年者の雇用状況のさらなる改善を目指す。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

1 特定事業の名称

1131(1143、1145) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

講座の開設者

学校法人湘南ふれあい学園 総合電子専門学校

(神奈川県相模原市上鶴間本町 3-18-27)

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

計画認定の日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

以下の講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

【学校法人 湘南ふれあい学園 総合電子専門学校】

初級システムアドミニストレータ試験対策講座

履修計画:別添資料1のとおり

(2) 修了認定の基準

民間資格を取得するための試験である「シスアド技術者能力認定試験(2級)」を受験し、合格した者であって、当該講座の80%以上の出席をもって履修した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。

有資格者に対し、当該試験を実施し、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

修了認定に係る試験については、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が提供する問題を使用して、当該試験を実施する。

経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の終了後に2回まで、修了認定に係る試験を実施することができるものとする。

また、試験会場は当該講座が開設される場所とし、試験の採点事務は、適用を受けた事業者が行う。ただし、適用を受けた事業者が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。

なお、告示で定めるところにより、適用を受けた事業者は当該の試験結果に基づいて講座の修了を認められた者の氏名、生年月日に関する情報を当該民間資格の取得を証する写しと併せて独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に通知するものとする。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称: シスアド技術者能力認定試験(2級)

試験科目: シスアド技術者能力認定試験(2級)

当該民間資格を取得するための試験の試験項目: 表に示すとおり

試験項目	
1	情報の基礎理論 基数変換、データ表現、演算と精度、論理演算、符号理論
2	データ構造とアルゴリズム 流れ図、決定表、BN 記法、ポーランド記法
3	ハードウェア 半導体と集積回路 プロセッサ、動作原理 メモリ、記憶媒体、補助記憶装置 入出力インタフェース、入出力装置、接続形態・接続媒体 コンピュータの種類と特徴
4	基本ソフトウェア OS の種類と構成 ファイル管理、障害管理 ヒューマンインタフェース、日本語処理 ミドルウェア
5	システム構成と方式 システム構成方式、処理形態 システム性能、信頼性 応用システム
6	システム開発と運用 プログラム言語、言語処理系 EUC、EUD、ソフトウェアの利用 開発手法、設計手法、テスト手法

	システムの環境整備、運用管理
7	ネットワーク技術
	プロトコルと伝送制御
	符号化と伝送技術
	LAN とインターネット
	電気通信サービス
	ネットワーク性能
	伝送媒体、通信装置
8	データベース技術
	データベースモデル
	データの分析・正規化
	データ操作
	データベース言語、SQL の利用
	DBMS の機能と特徴
	データベース制御機能(排他制御、リカバリ)
	分散データベース
9	セキュリティ
	セキュリティ対策
	プライバシー保護
	ガイドライン
10	標準化
	データの標準化
	標準化組織
11	情報化と経営
	経営管理(経営戦略、組織と役割、マーケティングなど)
	情報化戦略(業務改善など)
	財務会計(会計基準、財務諸表など)
	管理会計(損益分岐点、原価管理など)
	IE 分析手法、管理図
	確率と統計
	情報システムの活用(ビジネスシステム、企業間システムなど)
	関連法規(情報通信、知的財産権)
12	表現能力
	発表技法
	文章の書き方
	マルチメディアの利用

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、講座の修了を認められた日から1年以内に初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち、第1号に規定する情報処理

システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの活用に関する共通
的知識を免除するものであり、この特例措置を活用したカリキュラム実施により、地域のITの
人材育成・能力開発を行うとともに、地域経済の活性化を目指すものである。

別紙 2

1 特定事業の名称

1132(1144、1146) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1)講座の開設者

・学校法人 湘南ふれあい学園 総合電子専門学校

(神奈川県相模原市上鶴間本町 3-18-27)

(2)修了認定に係る試験の提供者

・株式会社サーティファイ(東京都中央区京橋3-3-14 京橋AKビル)

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

計画認定の日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

以下の講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

【学校法人湘南ふれあい学園 総合電子専門学校】

基本情報技術者試験対策講座(Aコース) 履修計画:別添資料2のとおり

基本情報技術者試験対策講座(Bコース) 履修計画:別添資料3のとおり

(2) 修了認定の基準

民間資格を取得するための試験である「情報処理技術者能力認定試験(2級)」を受験し、合格並びに第1部科目合格した者であって、当該講座の80%以上の出席をもって履修した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。

有資格者に対し、当該試験を実施し、株式会社サーティファイが定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。また、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施した場合は、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

修了認定に係る試験については、株式会社サーティファイが作成し、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の審査によって認定された問題、または独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が提供する問題を使用して、当該試験を実施する。

経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の終了後に2回まで、修了認定に係る試験を実施することができるものとする。

また、試験会場は当該講座が開設される場所とし、試験の採点事務は、適用を受けた事業者が行う。ただし、適用を受けた事業者が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。

なお、告示で定めるところにより、適用を受けた事業者は当該の試験結果に基づいて講座の修了を認められた者の氏名、生年月日に関する情報を当該民間資格の取得を証する写しと併せて独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に通知するものとする。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称:情報処理技術者能力認定試験(2級)

試験科目:情報処理技術者能力認定試験(2級第1部)

当該民間資格を取得するための試験の試験項目:表に示すとおり

試験項目	
1 情報の基礎理論	基数変換、データ表現、演算と精度、論理演算、符号理論
	状態遷移、グラフ理論、オートマトンと形式言語
	計算量と情報量
2 データ構造とアルゴリズム	データ構造、アルゴリズムの基礎
	流れ図、決定表、BN 記法、ポーランド記法
	各種アルゴリズム、アルゴリズムの効率
3 ハードウェア	半導体と集積回路
	プロセッサ、動作原理
	メモリ、記憶媒体、補助記憶装置
	入出力インタフェース、入出力装置、接続形態・接続媒体
	コンピュータの種類と特徴
4 基本ソフトウェア	OSの種類と構成
	プロセス管理、割込み制御

	主記憶管理、仮想記憶
	入出力制御、ジョブ管理
	ファイル管理、障害管理
	ヒューマンインタフェース、日本語処理
	ミドルウェア
5	システム構成と方式
	システム構成方式、処理形態
	システム性能、信頼性
	応用システム
6	システム開発と運用
	プログラム構造、制御構造
	プログラム言語、言語処理系
	EUC、EUD、ソフトウェアの利用
	開発手法、設計手法、テスト手法
	システムの環境整備、運用管理
7	ネットワーク技術
	プロトコルと伝送制御
	符号化と伝送技術
	LANとインターネット
	電気通信サービス
	ネットワーク性能
	伝送媒体、通信装置
	ネットワークソフト
8	データベース技術
	データベースモデル
	データの分析・正規化
	データ操作
	データベース言語、SQLの利用
	DBMSの機能と特徴
	データベース制御機能(排他制御、リカバリ)
9	セキュリティ
	セキュリティ対策
	プライバシー保護
	ガイドライン
10	標準化
	情報システム基盤の標準化
	データの標準化
	標準化組織
11	情報化と経営
	経営管理(経営戦略、組織と役割、マーケティングなど)
	情報化戦略(業務改善など)
	IE分析手法、管理図

確率と統計
最適化問題、意志決定理論
情報システムの活用(ビジネスシステム、企業間システムなど)
関連法規(情報通信、知的財産権)

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、講座の修了を認められた日から1年以内に基本情報技術者試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち、第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通の基礎知識を免除するものであり、この特例措置を活用したカリキュラム実施により、地域のITの人材育成・能力開発を行うとともに、地域経済の活性化を目指すものである。